

柔道整復療養費について

1. 柔道整復の施術に係る療養費の概要

柔道整復の施術に係る療養費の概要

- 療養費は、被保険者等が保険者に請求し支給を受ける償還払いが原則であるが、柔道整復については、例外的に、地方厚生(支)局長及び都道府県知事と協定又は契約を結んだ柔道整復師が、被保険者等から受領の委任を受け、被保険者等に代わって保険者に請求する形式が認められている。(受領委任形式:昭和11年から実施)

※被保険者等は一旦費用の全額を支払う必要がなくなり、一部負担金相当額のみを柔道整復師に支払うこととなる。

➤ 支給の対象となるもの

- ・ 外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲、捻挫、肉ばなれ等（慢性に至っていないもの）
- ・ 骨折及び脱臼については、医師の同意が必要（応急手当を除く）

※ 柔道整復師法（昭和45年法律第16号）

（施術の制限）

第17条「柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない。ただし、応急手当をする場合は、この限りでない。」

※ 逐条解説柔道整復師法（厚生省健康政策局医事課編著、（株）ぎょうせい、1990）

第2条（定義）条文解説 「柔道整復師の業務は、脱臼、骨折、打撲、捻挫等に対してその回復を図る施術を業として行うものである。」

- 各保険者は、柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準（厚生労働省保険局長通知）に基づき支給額を決定している。
- 療養費の申請書を審査するため、全国健康保険協会都道府県支部及び都道府県国保連合会に柔道整復療養費審査委員会が設置されている。
- 受領委任の協定又は契約の当事者である地方厚生(支)局長、都道府県知事が指導監査を実施している。
(参考)就業柔道整復師数(平成28年12月末) 約68千人(施術所数 約48千カ所)

療養費の推移

- 柔道整復療養費は緩やかな増加傾向にあったが、平成24年度より減少に転じている。

(金額: 億円)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
国民医療費	360,067	374,202	385,850	392,117	400,610	408,071	423,644
対前年度伸び率	3.4%	3.9%	3.1%	1.6%	2.2%	1.9%	3.8%
治療用装具	350	387	396	406	405	421	425
対前年度伸び率	4.2%	10.6%	2.3%	2.6%	-0.4%	4.0%	1.1%
柔道整復	4,023	4,068	4,085	3,985	3,855	3,825	3,789
対前年度伸び率	2.3%	1.1%	0.4%	-2.5%	-3.2%	-0.8%	-0.9%
はり・きゅう	293	315	352	358	365	380	394
対前年度伸び率	9.7%	7.5%	11.8%	1.8%	1.8%	4.3%	3.6%
マッサージ	459	516	560	610	637	670	700
対前年度伸び率	22.7%	12.4%	8.5%	9.0%	4.5%	5.2%	4.4%

(注1) 平成21年度は保険局医療課、平成22年度以降は保険局調査課とりまとめの推計

(注2) 柔道整復、はり・きゅう、マッサージ別の療養費の算出について

○ 全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合については推計値を、国民健康保険、後期高齢者医療制度については実績値を使用。

○ なお、健康保険組合、船員保険、日雇特例被保険者、共済組合及び国民健康保険の柔道整復、はり・きゅう、マッサージ別の統計が無い又は無かった年度については、

- ・ 平成21年度の船員保険、共済組合については、それぞれの療養費総額の実績値に全国健康保険協会管掌健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。

- ・ 平成22年度以降の国及び地方公務員共済組合については、療養費総額の実績値に健康保険組合の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計。

(注3) 治療用装具の療養費の算出について

- ・ 平成21年度の船員保険、共済組合については、療養費の内訳として治療用装具の統計がないため、集計していない。

柔道整復師学校・養成施設数、定員 年度別推移

- 平成10年の柔道整復師養成施設不指定処分取消請求事件^(注)の判決において、指定基準が充たされる以上は養成施設の指定を行わなければならない、との司法判断により国が敗訴して以来、柔道整復師養成施設が増加傾向にあるが、平成21年度が養成施設の定員数のピークとなっている。

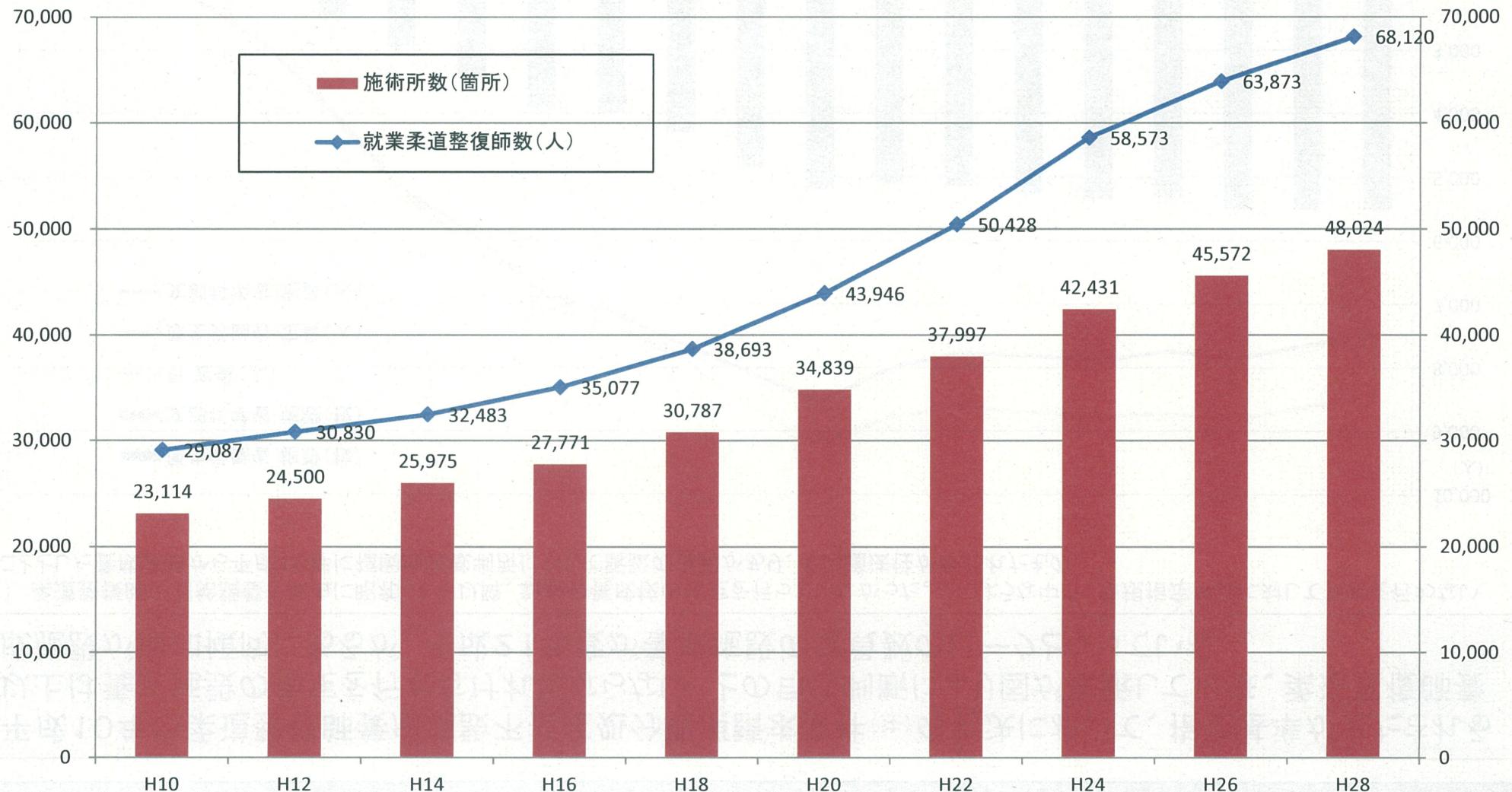
(注) 柔道整復師の需給調整を理由に昭和48年以降、新規の養成校の指定を行っていなかった。このような中で、新規指定申請に対して指定を行わないこととした養成施設から平成10年に福岡地方裁判所に対して訴訟の提起があり、その適法性が争われたもの。



※ 厚生労働省医政局医事課調べ

就業柔道整復師数・施術所数 年度別推移

○ 柔道整復師養成施設の増加に伴い、就業柔道整復師数や施術所数は急激に増加しており、平成10年に29千人であった就業柔道整復師数は、平成28年では2倍以上の68千人(+39千人)となっている。



(平成22年は、東日本大震災の影響により、宮城県が含まれていない。)

※厚生労働省「保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」より

柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会について

- 柔道整復師が急増している現状を踏まえ、国民の信頼と期待に応える質の高い柔道整復師を養成するため、柔道整復師学校養成施設のカリキュラム等の改善を目的とした検討会を設置し、5回に渡り検討を行ってきた。
- 10月31日の医道審議会あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会において、「当該検討会報告書(案)を踏まえ改正することが適当である」との答申があった。

平成27年12月11日

柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会開催要綱（抜粋）

1. 目的

柔道整復師の学校養成施設のカリキュラム等については、平成12年以降、大きな改正を行っていないが、この間、柔道整復師学校養成施設数が増加する等、柔道整復師を取り巻く環境も変化し、学校養成施設における臨床実習の充実等を通じた、柔道整復師の質の向上が求められている。

このような状況を踏まえ、国民の信頼と期待に応える質の高い柔道整復師を養成するため、柔道整復師の学校養成施設の指定基準等の見直しなど、柔道整復師学校養成施設のカリキュラム等の検討を行う。

2. 検討内容

「柔道整復師学校養成施設指定規則」及び「柔道整復師養成施設指導ガイドライン」の見直しについて

- (1) 総単位数の引上げについて
- (2) 最低履修時間数について
- (3) 臨床実習の在り方について
- (4) その他

3. これまでの開催実績

- (第1回) 平成27年12月11日、(第2回) 平成28年2月22日、(第3回) 平成28年5月19日
- (第4回) 平成28年7月7日、(第5回) 平成28年9月16日

柔道整復師学校養成施設指定規則等改正（概要）

1. 総単位数の引上げ、最低履修時間数の設定について

（1）総単位数の引上げ

現行の85単位以上を99単位以上へ引上げ

[カリキュラムの主な見直し内容]

- ・臨床実習を1単位から4単位へ拡充
- ・柔道整復術の適応（医用画像の理解を含む）を4単位追加
- ・社会保障制度（保険の仕組み）、職業倫理などを追加

（2）最低履修時間数の設定

現在、最低履修時間数の設定はなく、各単位の最小時間数を積み上げた場合1,530時間で単位取得が可能なことから、新たに最低履修時間数（2,750時間以上）を設定

※総単位数、最低履修時間数だけでなく、「各養成施設における独自のカリキュラムを追加することが望ましい」とする努力規定を追加

2. 臨床実習の在り方について

（1）臨床実習施設

現在、養成施設附属臨床実習施設に限られている臨床実習を単位数の拡充に併せ養成施設附属臨床実習施設以外にも拡大

（2）臨床実習施設の要件

臨床実習施設の拡大に伴い、要件等を新たに規定

[主な要件] ① 5年以上の開業経験

- ・実習指導者：専任教員又は5年以上従事した後に臨床実習指導者講習会を修了した柔道整復師（講習会：16時間以上）
- ・過去1年間の平均受診者数が20名以上
- ・患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得るなど

医道審議会（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会）（平成28年10月31日）資料

3. 専任教員の見直しについて

(1) 専任教員数

単位数の見直し等に伴い、専任教員数を5名から6名へ見直し

また、臨床実習施設の拡大に伴い、養成施設は専任の実習調整者を1名配置

(2) 専任教員の要件の見直し、定義の明確化等

専任教員の資質向上のため、実務経験年数を3年以上から5年以上に見直し

また、専任教員の定義を明確化し、専任教員も臨床実習施設において自ら臨床能力の向上に努めるよう規定

(3) 専任教員（柔道整復師）の専門基礎分野の教授範囲の見直し

現在、柔道整復師である専任教員の教授範囲は、保健医療福祉と柔道整復の理念に限定されているが、カリキュラム等の見直し等を踏まえて教授範囲を見直し

4. その他について

(1) 通信教育等（放送大学等）の活用

基礎分野14単位のうち7単位を超えない範囲においては、通信教育等の活用が可能となるよう単位認定についての規定を追加

(2) 養成施設において備える必要がある備品等の見直し

基礎医学実習室の削除など現状にあわせて見直し

(3) 適用時期、経過措置について

・平成30年4月入学生から適用

・専任教員の経過措置は2年間

2. 療養費検討専門委員会の議論の整理

柔道整復療養費検討専門委員会について

○ 柔道整復療養費について、療養費料金改定及び中・長期的な視点に立った療養費の在り方について検討を行うため、社会保障審議会 医療保険部会の下に柔道整復療養費検討専門委員会が設置されている。

- 専門委員の構成
 - ・ 座長・有識者（整形外科医等を含む）
 - ・ 保険者等の意見を反映する者
 - ・ 施術者の意見を反映する者
- 第4回（平成28年3月29日）：中・長期的な視点に立った療養費の在り方に係る検討を開始
- 第5回（平成28年5月13日）：論点を整理し、今後の進め方（案）を提示
- 第6回（平成28年7月7日）：論点と今後の進め方（案）について議論
- 第7回（平成28年8月30日）：議論の整理（案）と料金改定（案）を提示
- 平成28年9月23日：「議論の整理」をとりまとめ、10月1日からの料金改定の通知を発出
- 第8回（平成28年11月2日）：「議論の整理」で示されたそれぞれの事項について工程表を提示
- 第9回（平成29年1月18日）：「議論の整理」に係る検討（案）について議論
- 第10回（平成29年2月15日）：平成29年度に実施予定の項目、施術管理者の要件等について議論
- 第11回（平成29年3月21日）：「施術管理者の要件について（案）」等について議論
- 平成29年3月27日：「施術管理者の要件について」をとりまとめ
- 第12回（平成29年11月20日）：「施術管理者の要件について（案）」について議論
- 第13回（平成30年1月31日）：「議論の整理」の基づく諸課題の検討について議論
- 第14回（平成30年4月23日）：「議論の整理」に係る検討（案）の議論、料金改定（案）を提示

<議論の整理の主な内容>

- ・ 支給対象の明確化 : 支給の判断に迷う事例を収集・整理し公表
- ・ 審査の重点化 : 柔整審査会における統一的な判断基準の策定や施術所に対する調査権限の付与
- ・ 療養費詐取事件への対応 : 不正請求が判明した場合は、地方厚生局に情報提供を行い、指導・監査
- ・ 施術管理者の要件強化 : 研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入
- ・ その他 : 往療料の在り方、電子請求の導入

※ 第3回までの療養費検討専門委員会においては、料金改定を中心に議論

第1回 平成24年10月19日、第2回 平成25年3月26日、第3回 平成26年3月18日 10

社会保障審議会医療保険部会

柔道整復療養費検討専門委員会(平成30年4月23日現在)

○座長・有識者(5名)

遠藤 久夫	国立社会保障・人口問題研究所所長
新田 秀樹	中央大学法学部教授
永野 仁美	上智大学法学部教授
釜范 敏	日本医師会常任理事
松本 光司	日本臨床整形外科学会・医療システム委員会副委員長

○保険者等の意見を反映する者(6名)

高橋 直人	全国健康保険協会理事
幸野 庄司	健康保険組合連合会理事
村岡 晃	高知市健康福祉部長
松井 博	新潟県聖籠町町民課長
飯山 幸雄	国民健康保険中央会常務理事
橋本 幸夫	東京都後期高齢者医療広域連合保険課長

○施術者の意見を反映する者(5名)

三橋 裕之	公益社団法人日本柔道整復師会理事・総務部長
森川 伸治	公益社団法人日本柔道整復師会理事・保険部長
伊藤 宣人	公益社団法人日本柔道整復師会理事
田中 威勢夫	全国柔道整復師連合会会长
田村 公伸	協同組合近畿整骨師会理事長(日本個人契約柔整師連盟常任理事)

柔道整復療養費に関する議論の整理(H28.9.23)の主な内容

1. 支給対象の明確化に向けた個別事例の収集

- 支給の審査において判断に迷う事例等を収集・整理した上で公表。
- 「亜急性」の文言については、過去の質問主意書に対する政府の答弁書の内容(急性のものに準ずる)を踏まえた見直し。

2. 不正の疑いのある請求に対する審査の重点化

- 柔整審査会において、統一的な基準を策定した上で、いわゆる「部位転がし」など不正請求の疑いが強い施術所に対する調査を行う。
- 支給申請書に負傷原因の記載を1部位から求めるべきといった意見。一方で、負担が大きいため、重点的な審査の実施を優先すべきとの意見。
- 著しい長期・頻回事例における療養費の回数制限は、データを収集し、解析を進めた上で検討。

3. 療養費詐取事件等への対応強化

- 不正請求が判明した場合は、地方厚生局に情報提供を行い、指導・監査。その上で、「受領委任の取扱いの中止」を確實に運用。
- 架空請求を防止するため、施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組みを導入。
- 問題のある患者について、償還払いしか認めないことについては、事務的に検討すべき点があり、今後の検討課題。

4. 適正な保険請求を促すための施術管理者の要件強化

- 保険請求を行う施術管理者に対し、研修受講や実務経験を要件とする仕組みを導入。
この場合に、実務経験の年数については、3年という議論があったことを踏まえつつ、現場への影響を踏まえ検討。
- 初診時相談支援料について、併せて見直し。

5. その他

- 同一建物の複数患者への往療については、「同一建物居住者」であるか否かによって判断。
- 施術所が事業者等に対して金品を提供し、患者の紹介を受けた施術は、療養費支給の対象外。
- 電子請求の導入に向けて、モデル事業を実施。

療養費検討専門委員会における議論の整理に係る対応スケジュール(案)

1. 平成28年10月1日から施行するもの

- ①同一建物の複数患者への往療の見直し

第8回社会保障審議会医療保険部会 柔道整復療養費
検討専門委員会(平成28年11月2日)の資料を基に作成

2. 具体案の検討が必要であり、年内を目処に方針を決め、周知を図った上で平成29年度から実施を目指すもの

- ②「亜急性」の文言の見直し
- ③支給基準の明確化を図るため、判断に迷う事例の収集及び公表
- ④「部位転がし」等の重点的な審査の実施に向けた審査基準の策定
- ⑤柔整審査会の権限を強化し、不正請求の疑いが強い施術所に資料の提出や説明を求める仕組み
- ⑥地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、「受領委任の取扱いの中止」を確実に運用する仕組み
- ⑦保険者や柔整審査会が施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組み
- ⑧事業者等に金品を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術を療養費支給の対象外とする
- ⑨支給申請書様式の統一

3. 具体案の検討が必要であるとともに、十分な施行準備が必要であり、年度内を目処に方針を決め、できるだけ早期に実施を目指すもの

- ⑩施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入
- ⑪初検時相談支援料について、一定の要件を満たす施術管理者に限って算定可能とする仕組みへの変更
- ⑫電子請求に係る「モデル事業」の実施

4. 継続的に実施するもの

- ⑬地方厚生(支)局における指導・監査の人員体制の強化
- ⑭不適正な広告の是正

6. 引き続き検討するもの

- ⑯支給申請書における負傷原因の記載を1部位目から記載すること
- ⑰問題のある患者に対し、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること

5. 次期改定に向けて、調査を実施するもの

- ⑮原因疾患毎の長期・頻回事例に関するデータの収集
- ⑯柔道整復療養費とあはき療養費との併給の実態把握

柔整審査会、保険者等、地方厚生(支)局への情報提供の流れ

柔整審査会



保険者等 又は 柔整審査会

○審査により、不正の疑いを見つける
【④審査基準の策定】

○患者、施術者へ調査する
【⑤柔整審査会の権限強化】
【⑦通院の履歴の分かる資料の提示】

- ・不正請求について、客観的な証拠があるものが複数患者分あるもの
あるいは
- ・患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分(概
ね10人の患者分があることが望ましい)あるもの
について、優先して地方厚生(支)局に通報する

地方厚生(支)局

○不正請求の証明度が高いものについては、優先して個別指導・監査を行う。

※証拠がそろっているものについては個別指導を省略することとする。

【⑥地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、⑬地方厚生(支)局の人員体制の強化】

施術管理者の要件について(概要)

[現行]

- 施術管理者になるには現在は要件がなく、柔道整復師の養成学校を卒業し柔道整復師となった後、直ちに施術管理者となり、施術所を開設することも可能。



[見直し]

- 新たに受領委任制度の施術管理者になる場合の要件に、実務経験と研修の受講を課す。

(1) 実務経験

- 実務経験の期間については、平成33年度までは1年以上とし、その実施状況を踏まえつつ、平成34年度及び平成35年度は2年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は1年まで)、平成36年度以降は3年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は2年まで)とする。

(2) 研修の受講

- 研修の科目 ①職業倫理について ②適切な保険請求 ③適切な施術所管理 ④安全な臨床
- 研修の時間 16時間以上・2日間程度

(3) 特例について

- 平成30年3月の国家試験で柔道整復師の資格を取得した者であって、平成30年5月末までに施術管理者の届出(申出)を行った者
 - ・実務研修の期間……届出(申出)を行った日から1年内に7日間相当の実務を経験
 - ・研修の受講…………届出(申出)を行った日から1年内に研修を受講
- 平成30年度の特例(研修実施機関が平成30年度半ばから研修を実施することによるもの)
 - ・研修の受講…………届出(申出)を行った日から1年内に研修を受講

(4) 施行日

- 平成30年4月1日

3. 療養費の料金改定について

○柔道整復療養費の料金改定について

柔道整復運動後療料の新設

- 骨折、不全骨折又は脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に柔道整復運動後療料として算定
- 1週間に1回程度、1ヶ月(歴月)に5回を限度とし、後療時に算定
- 部位、回数に関係なく1日310円とし、20分程度、柔道整復の一環としての運動による後療を実施した場合に算定

金属副子等加算の包括化、2回目、3回目の新設

- 骨折、脱臼の整復又は不全骨折の固定に当たり、特に施療上金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子(以下「金属副子等」という。)を必要とし、これを使用した場合は、整復料又は固定料に950円を加算。
- 金属副子等の交換が必要となった場合は、2回まで後療料に950円を加算。
- 金属副子等加算は、固定に使用した金属副子等の数にかかわらず、算定。
- 交換は、以下の事由のみで、単なる交換の場合は算定できない
 - ① 負傷部位の状態の変化により金属副子等の大きさや形状の変更が必要となった場合
 - ② 金属副子等が破損した場合
 - ③ 衛生管理上、交換が必要となった場合

柔道整復師の施術に係る療養費の算定について【平成30年6月～】

	初回	2回目	3回目以降
施術の内容や部位数 によらないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・初検料(1,460円) (時間外、夜間、休日の加算あり) ・初検時相談支援料(50円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・再検料(320円) → (400円) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・往療料(1,860円) ・往療距離加算(2km毎に800円) 		
施術の内容や部位数 によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・整復料(骨折) (5,200円～11,500円) ・固定料(不全骨折) (3,600円～9,200円) ・整復料(脱臼) (2,300円～9,000円) ・施療料(打撲、捻挫) (760円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・後療料(810円) ※3部位以上は60%遅減の対象 ・後療料(680円) ※3部位以上は60%遅減の対象 ・後療料(680円) ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%遅減の対象 ・後療料(505円) ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%遅減の対象 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・冷罨法料(85円)、温罨法料(75円)、電療料(30円) ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%遅減の対象 ・骨折、脱臼、不全骨折の固定のための金属副子等を使用した場合の加算 初回のみ(小型:680円、中型:910円、大型1,030円) → 3回まで(一律:950円) ・柔道整復運動後療料(骨折、脱臼、不全骨折)【新設】 (0円) → (310円) ・骨折、脱臼、不全骨折の応急施療を行った後の 保険医療機関への文書による患者紹介を行った場 合の情報提供料(1,000円) 		

過去の療養費料金改定について

(参考) 平成10年以降の改定率

(単位: %)

改定年月(医科)	医科	改定年月(療養費)	柔道整復	あん摩マッサージ	はり・きゅう
平成10年4月	1. 5	平成10年7月	0. 8	0. 6	0. 7
平成12年4月	2. 0	平成12年6月	1. 1	0. 9	1. 0
平成14年4月	△1. 3	平成14年6月	△0. 65	△0. 65	△0. 65
平成16年4月	0. 0	平成16年6月	0. 0	0. 0	0. 0
平成18年4月	△1. 5	平成18年6月	△0. 75	△0. 75	△0. 75
平成20年4月	0. 42	平成20年6月	0. 21	0. 21	0. 21
平成22年4月	1. 74 (外来0. 31)	平成22年6月	0. 0	0. 15	0. 15
平成24年4月	1. 55	平成25年5月	0. 0	0. 0	0. 0
平成26年4月	0. 82 (消費税分0. 71)	平成26年4月	0. 68	0. 68	0. 68
平成28年4月	0. 56	平成28年10月	0. 28	0. 28	0. 28
平成30年4月	0. 63	平成30年6月	0. 32	0. 32	0. 32

(注)平成26年は消費税引き上げに伴う改定